

横須賀市報

号外第22号

発行日	発行所	横須賀市小川町11番地
毎月		横須賀市役所
10日	編集兼	横須賀市長
25日	発行人	上地克明
	印刷所	(有)宮村印刷所

監査委員公表

横須賀市監査委員公表

令和5年第10号

監査の結果報告に係る措置の公表について

令和5年8月10日付け横須賀市監査委員公表令和5年第8号をもって公表した定期監査結果報告について、市長等から措置を講じた旨通知がありましたので、地方自治法第199条第14項の規定により次のとおり公表します。

令和5年11月10日

横須賀市監査委員	川瀬富士子
同	丸山邦彦
同	関澤敏行
同	高橋英昭

[財務部]

1 予算の執行に関する事務

公文書管理規則によると「行政委員会等の委員及び附属機関の委員の任免に関する決裁文書」の保存期間は「第1種 30年保存」とされているが、「横須賀市入札監視委員会委員の委嘱について（第11期）」の決裁文書の保存期間が「第2種 10年保存」と設定されていたので、公文書管理規則に基づいた適正な保存期間を設定されたい。（契約課）

措置の内容

今回の指摘事項の原因は、公文書管理規則の認識不足から生じたものであった。今後は、同規則に基づいた適正な事務処理を行うよう、部内において周知徹底した。

2 支出に関する事務

非常勤特別職員の報酬及び費用弁償条例によると、非常勤特別職員の日額による報酬は、月の初日からその月の末日までの間における勤務日数に応じ、翌月15日までに支給することとされているが、次の報酬の支出について、支給が遅延していたので、今後は、非常勤特別職員の報酬及び費用弁償条例に基づいた適正な事務処理に改められたい。

- ・令和4年度第1回財産評価委員会（令和4年4月22日開催、同年5月18日支給）
 - ・令和4年度第3回財産評価委員会（令和4年7月22日開催、同年8月29日支給）
 - ・令和4年度第4回財産評価委員会（令和4年8月26日開催、同年9月20日支給）
- （財務管理課）

措置の内容

今回の指摘事項の原因は、非常勤特別職員の報酬及び費用弁償条例の認識不足から生じたものであった。今後は、同条例に基づいた支給期限を遵守し、適正な事務処理を行うよう、部内において周知徹底した。

[税務部]

1 予算の執行に関する事務

「固定資産評価審査決定取消請求事件に係る訴訟代理人の選定、委任契約及び弁護士報酬（着手金）の支出について」の決裁文書により同訴訟に係る訴訟代理人の選任等のほか予算執行伺として訴訟代理人に対する着手金（報償金）の支出について決定していたが、伺い文に着手金の支出は予備費の充用を受けた後に行う旨の記載があり、この時点において予備費充用の事務処理が完了していなかった。予備費充用など財源措置を伴う予算執行の決定については、予算執行伺の時点において財源の確保が完了している必要があるため、今後は適正な事務処理に改められたい。 (税制課)

措置の内容

今回の指摘事項の原因は、予算執行伺の時点において予備費充用を経た財源の確保が完了している必要があることへの認識不足から生じたものであった。今後は適正な事務処理を行うよう、部内において周知徹底した。

[経済部]

1 支出に関する事務

YRPセンター1番館4階及び5階の一部スペースに係る「建物賃貸借契約書」並びに同契約に係る「覚書」によると、賃料及び共益費の支払いについては、翌月25日までに当月分を支払うものとされているが、令和4年4月～7月分、同年11月分及び令和5年1月分について、翌月25日を過ぎて支出されていた。

なお、本件については、前回（令和3年度）実施した経済部（創業・新産業支援課）の定期監査においても指摘事項としていたので、今後は適正な事務処理に改められたい。（企業誘致・工業振興課）

措置の内容

前回（令和3年度）の定期監査では、「毎月25日までに当月分を支払うものとされている」契約について、翌月に支出したことへの指摘を受けた。

このため、（株）横須賀テレコムリサーチパークと調整し、債権者・債務者双方の年度初めにおける会計事務の利便性向上を理由に、令和4年4月1日付けにて、（株）横須賀テレコムリサーチパークと覚書を締結し、契約上の支払期日を「毎月25日までに」から「翌月25日までに」へ改めたものの、令和4年4月～7月分、同年11月分及び令和5年1月分の支出について、事務手続の遅延により、翌月25日を過ぎて支出されていた。

今後は、事務手続きを再確認し、支出期日の確認を徹底するよう部内において周知した。

2 財産管理に関する事務

- (1) 津久井5丁目農業用道路において、園芸用支柱及びごみ等とみられる焼却物が放置されていたので、必要な措置を講じるとともに、今後は適正な管理に改められたい。（農水産業振興課）

措置の内容

当該農業用道路について、放置されている焼却物を撤去するように指導を行った。今後は、適正な管理を行うよう、部内において周知徹底した。

- (2) 津久井4丁目農業用道路において、堆積した土砂等により一部境界杭が露出していない箇所があり、境界杭とみられる構造物の残骸が放置されていた。当該道路において、境界杭が引き抜かれ、投棄された可能性があるため、必要な措置を講じるとともに、今後は適正な管理に改められたい。（農水産業振興課）

措置の内容

当該農業用道路において、隣接地権者等の同意のもと境界杭の確認を行い、復元した。今後は、適正な管理を行うよう、部内において周知徹底した。

[都市部]

1 支出に関する事務

- (1) 予算決算及び会計規則によると、支出負担行為に必要な主な書類のうち債権者の請求書は、市長あてのものでなければならないとされているが、追録代に係る消耗品費の支出において、請求書のあて名がないものがあつたので、今後は、予算決算及び会計規則に基づいた適正な事務処理に改められたい。
(建築指導課)

措置の内容

今回の指摘事項の原因は、書類受理時及び事務処理において記載内容の確認が不十分であったことにより生じたものであった。今後は、記載内容を十分に確認し、予算決算及び会計規則に基づいた適正な事務処理を行うよう、部内において周知徹底した。

- (2) 予算決算及び会計規則によると、資金前渡の精算について、事件又は用務終了後10日（休日を定める条例に規定する本市の休日の日数は、算入しない。）以内に精算命令書を作成し、領収書を添えて会計管理者に提出しなければならないとされているが、次の支出について、10日を超えて精算が行われていたので、今後は、予算決算及び会計規則に基づいた適正な事務処理に改められたい。

- ・自動車損害賠償責任保険料

(用務終了日 令和4年5月17日、精算手続日 令和4年6月20日)

- ・自動車重量税（1670kg）ライトバン1500CC

(用務終了日 令和4年5月20日、精算手続日 令和4年6月20日)

(建築指導課)

措置の内容

今回の指摘事項の原因は、予算決算及び会計規則の認識不足から生じたものであった。今後は、同規則に基づいた適正な事務処理を行うよう、部内において周知徹底した。

[消防局]

1 予算の執行に関する事務

- (1) 専決規程によると、50万円を超える目間流用は財務部長専決事項とされており、事務処理については、各課等で起案し各部長まで決裁を受けた後、財務部財務課へ送付することとされているが、空気ポンベの購入に係る機械器具費の不足額への目間流用について、消防局長まで決裁を受けた後、財務部長決裁を受けずに、財務部財務課長決裁により決定していたので、今後は、専決規程に基づいた適正な事務処理に改められたい。

(警防課)

措置の内容

今回の指摘事項の原因は、流用に係る専決事項の認識不足により生じたものであった。今後は、専決規程に基づいた適正な事務処理を行うよう、局内において周知徹底した。

- (2) 専決規程によると、負担金の支出決定において、100万円を超えるものは副市長決裁とされており、副市長の決裁を要するもののうち、予算どおり支出の施行決定を行うものは、部長が決裁するものとされているが、次の予算どおりの支出に係る予算執行伺について、救急課長決裁により決定していたので、今後は、専決規程に基づいた適正な事務処理に改められたい。

- ・救急救命東京研修所第62期研修の諸経費（負担金）
- ・三浦半島地区メディカルコントロール協議会会費（負担金）（救急課）

措置の内容

今回の指摘事項の原因は、負担金の支出に係る専決事項の認識不足により生じたものであった。今後は、専決規程に基づいた適正な事務処理を行うよう、局内において周知徹底した。

2 財産管理に関する事務

予算決算及び会計規則によると、常時継続して資金前渡を受ける者は、資金前渡受払簿を備え、当該資金前渡の受払いを明らかにしておかなければならないと規定されているが、公用車有料道路通行料（1回目）の管理において、資金前渡受払簿を備えているものの、受領金額の記載を誤っていたため、現金実査額と資金前渡受払簿の残額が一致していなかったため、今後は、予算決算及び会計規則に基づいた適正な事務処理に改められたい。（総務課）

措置の内容

今回の指摘事項の原因は、資金前渡受払簿への記載ミスにより生じたものであった。今後は、資金前渡受払簿への記載内容と実際の現金額とを定期的に確認するとともに、予算決算及び会計規則に基づいた適正な事務処理を行うよう、局内において周知徹底した。

[農業委員会事務局]

1 収入に関する事務

横須賀市農業委員会規程第 13 条の規定により準用する専決規程によると、国県支出金の収入に係る交付決定は部長専決事項とされているが、令和 4 年度国有農地管理事業事務取扱交付金の予算どおりの交付決定について、起案せず部長（事務局長）決裁を受けていなかったため、今後は、専決規程に基づいた適正な事務処理に改められたい。 (農業委員会事務局)

措置の内容

今回の指摘事項の原因は、事務処理を失念したことから生じたものであった。今後は、専決規程に基づいた適正な事務処理を行うよう、事務局内において周知徹底した。